

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）

二 埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和二年埼玉県病院事業管理規程第一号）

埼玉県病院局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第十二項の次に次の一項を加える。

（通勤手当の返納の特例）

13 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の成立の日の前日においてこの規程の規定により通勤手当を支給されていた職員が、法人成立の日において法人の職員となった場合に、当該通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法の変更がないときは、第二十五条の規定によりその例によるとされている職員の給与に関する条例第十条第五項の規定は適用しない。

別表第十三及び別表第十四中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、別表第十四中「結核病」を「結核」に改める。

### 附 則

この規程は、令和三年二月十三日から施行する。ただし、別表第十三及び別表第十四の改正規定は、令和二年七月一日から施行する。